

著作権行政苦情申立ガイドンス

2006年4月30日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

著作権行政苦情申立ガイドンス

(2006年4月30日国家版權局公布)

「中華人民共和國行政處罰法」、「中華人民共和國著作權法」、「著作權行政處罰實施弁法」の関連規定に基づき、国家版權局は「著作權行政苦情申立ガイドンス」（以下「ガイドンス」と略称）を作成した。その目的は著作權の權利者および著作權と関連のある權利者（以下、權利者と略称）が、權利侵害行為をどのように行政機關に申立を行うかを指導し、權利人の權利をさらに保護することにある。

一、司法保護と行政保護について

中国の著作權保護制度は權利者に対して司法保護と行政保護を提供している。

司法保護制度に基づき、權利者の起こした民事訴訟を通じて司法機關が法律に基づいて權利侵害者の民事責任を追及する。權利侵害行為が犯罪を構成する疑いのある場合には、公訴人または權利者の起こした訴訟を通じて司法機關が法律に基づいて權利侵害者の刑事責任を追及する。民事訴訟または刑事訴訟を起こすには、「中華人民共和國民事訴訟法」または「中華人民共和國刑事訴訟法」で規定された訴訟手続きを適用しなければならない。

行政保護制度に基づき、權利侵害行為が公共利益を損なう場合、權利者による申立または事情を知る者による申立を経て、または行政機關自らが立案し調査することによって、行政機關が法律に基づいて權利侵害者の行政責任を追及する。

二、申立を受理する行政機關について

著作權の行政苦情申立を受理する機關は各級の著作權行政管理部門とする。權利者は權利侵害行為を発見した後、状況に応じて權利侵害行為の実施地、權利侵害の結果の発生地（權利侵害の複製品の保存地、法律による差押や押収の行われた場所、權利侵害のウェブサイトのサーバー所在地、權利侵害のウェブサイトの主催者の所在地、主な経営場所を含む）の著作權行政管理部門に対して申立を行うことができる。場合によって、著作權行政管理部門は法律に基づいて申立を別の著作權管理部門に引き継いで処理することができる。

三、申立者について

申立者は、「中華人民共和國著作權法」に基づいて著作權または著作權と関連する權利を持つ中国の公民、法人またはその他の組織、あるいは外国人、無国籍の者、または法律に基づいて使用權を専有する使用者、または利害關係者とする。事情を知る者は權利侵害行為を著作權行政管理部門に対して申立ることができる。

四、苦情申立の範囲について

申立に関わる權利侵害行為は「中華人民共和國著作權法」第47条または「計算機保護條例」第24条に列記されているものとし、同時に公共の利益を損なう權利侵害行為とする。

權利侵害行為が公共の利益を損なうかどうかを權利者が知らない場合でも、著作權行

政管理部門に対して申立を行うことができ、著作権行政管理部門が審査して判断する。

五、申立の時効について

申立は権利侵害行為の発生日から2年以内に著作権行政管理部門に提出されなければならない。権利侵害行為の発生日から2年を過ぎた後に申立されたものは、著作権行政管理部門は受理しない。連続または継続する権利侵害行為については、2年の期限は権利侵害行為の終了日から計算する。

六、申立の資料について

申立者は著作権行政管理部門に申立を行う際、次の資料を提出する。(一) 調査申請書。申立者、被申立者の氏名(または名称)と住所、申立日時、調査申請の根拠となる主な事実と理由を明記する。(二) 申立者の身分証明書(申立者が代理人に委託して申立を行う場合、委託書と代理人の身分証明書も同時に提出する)。(三) 権利の帰属を証明する初歩的な証拠。例えば作品の原稿や申立者の署名で発表された作品、作品登録証明書、権利獲得の契約、または認証機関の発行した証明など。(四) 権利侵害の証拠。権利侵害の複製品、権利侵害行為に関わる帳簿や契約、加工、製作の証票、権利侵害行為を証明する公証書、関連の写真などを含む。

申立資料は著作権行政管理部門に直接提出してもよいし、郵便で送付してもよい。

申立者の提出した資料の文字部分が外国語の場合、対応する中国語訳文を添付しなければならない。

七、処理結果について

申立者による申立後、著作権行政管理部門は申立資料を審査し、また申立が受理されたか否かを通知する。申立者に不受理の通知を行う場合、著作権行政管理部門は通知書で理由を説明しなければならない。

著作権行政管理部門は申立を受理した後、権利侵害行為を調査し、また調査結果に基づいて次の一つの処理を決定する。(一) 権利侵害者に対して行政処罰を行う。(二) 権利侵害が軽微なものは、処罰を行わないことができる。(三) 権利侵害の事実が成立しない場合、行政処罰を行わない。(四) 犯罪を構成する疑いのある場合、司法機関に移送して処理する。

著作権行政管理部門が権利侵害者に与えることのできる行政処罰は次のとおり。

(一) 権利侵害行為の停止を命じる。(二) 違法所得を没収する。(三) 権利侵害の複製品を没収または廃棄する。(四) 罰金を科す。(五) 状況が深刻な場合、権利侵害の複製品の製作に使用する材料や器具、設備などを没収する。(六) 法律や法規に規定されたその他の行政処罰を与える。

申立者が著作権行政管理部門の処理決定を不服とする場合、法律に基づいて行政復議(行政不服審査)を申請するか行政訴訟を起こすことができる。行政復議または行政訴訟を申請する場合、「中華人民共和国行政復議法」または「中華人民共和国行政訴訟法」に規定された手続きを適用しなければならない。

八、その他の行政保護

申立者は権利侵害の複製品がまもなく海関から輸出入されるのを発見した場合、「中

華人民共和国知識産権保護条例」に基づいて、しかるべき保護措置を取るよう海関に対して請求することができる。

新聞出版総署弁公庁 2006年5月11日印刷・発行